

警察本部長

〔沿革〕 昭和61年9月例規（警）第17号

各部長・参事官・所属長

このたび、千葉県警察の待機に関する訓令（以下「訓令」という。）を制定し、昭和54年2月25日から運用することとしたので、所属職員に周知させるとともに次の事項に配意し、適正な運用に努められたい。

記

1 制定の趣旨

職員の自宅待機については、従来から各所属の判断により、夜間、休日等における突発事案に対処する必要から、事実行為として待機要員を指定し、あるいは裏当直を置く等により実施しているところであるが、現行制度上待機についての明確な位置づけがなされておらず、かつ、待機の態様、人員等も所属によつて不規則であるほか、待機のための拘束時間も不明確で、職員の私生活にも影響を及ぼしている実情にかんがみ、有事即応の体制を確立するとともに、運用の合理化を図るため本訓令を制定し、統一した運用を図ろうとするものである。

2 運用上の留意事項

別表のとおり。

以下別表省略